

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	呉市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人 呉市医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	57 単位	7 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

教務室に据え置き、希望者全員に閲覧

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	呉市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人 呉市医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営会議
役割	<p>学校の運営に関する諸問題について協議、円滑な学校運営がされるように改善策等を検討する。</p> <p>①審議項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員に関する事 ・ 学生始動・教育内容に関する事 ・ 収支に関する事 ・ その他 <p>②意見の反映方法</p> <p>会議で出た意見を踏まえて呉市医師会事務局にて改善案を作成、理事会承認を経て学校運営に反映させる。</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
一般社団法人呉市医師会 学校担当理事	令和4年4月19日～ 令和6年4月18日	学校を設置する法人の執行役員
一般社団法人呉市医師会 学校担当理事（副担当）	令和4年4月19日～ 令和6年4月18日	学校を設置する法人の執行役員
一般社団法人呉市医師会 副会長	令和4年4月19日～ 令和6年4月18日	学校を設置する法人の執行役員
一般社団法人呉市医師会 総務理事	令和4年4月19日～ 令和6年4月18日	学校を設置する法人の執行役員
一般社団法人呉市医師会 経理理事	令和4年4月19日～ 令和6年4月18日	学校を設置する法人の執行役員
一般社団法人呉市医師会 事務局長	令和4年4月19日～ 令和6年4月18日	学校を設置する法人の事務局長
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	呉市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人 呉市医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>○授業計画の作成過程</p> <p>1) 毎週月曜日の午前に行う教育会議のうち、毎年11月から1月の会議で、課程設置計画時に定めた分野ごとの教育目的と科目の設定理由に基づき、科目別目標と授業内容を話し合い、2月下旬に授業計画書を作成する。</p> <p>2) 3月下旬に講師会を開催し、外部講師と実習施設責任者に対し次年度の教育計画について説明し了承をもらう。</p> <p>○学生への周知方法</p> <p>回生・学年ごとに冊子を作成し、年度初めのホームルームで全員へ配布する。</p> <p>○一般への周知方法</p> <p>教務室に備え置き、希望者全員に閲覧。</p>	
授業計画書の公表方法	教務室に備え置き、希望者全員に閲覧。
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>○評価項目</p> <p>学業成績の評価は、学科試験、臨地実習評価、学習態度、レポート、出席状況等を担当講師が総合判断し、決定する。</p> <p>○学科試験</p> <p>学科試験は、原則として担当講師別に行う。試験の内容は、筆記、レポート、口述、実技など科目ごとに適当と認める方法で行う。</p> <p>(複数講師が担当する科目の受験資格・・・当該科目時間数の2/3以上の出席があれば、試験を受けることができる。)</p> <p>○試験の実施時期</p> <p>原則、学科終了時に行うが、その他に臨時試験を行うことがある。</p> <p>○評価方法</p> <p>学科試験の成績は、100点満点法により点数をもって表わす。なお、一つの科目を複数名の教員又は講師が担当する場合の評価については次のとおりとする。</p> <p>・教員又は講師別に各々試験を行う場合は、各々の評点に「当該科目における教員又は講師の担当時間数」を「当該科目の総時間数」で除した値を掛け算出した各々の評点を合計したものをその科目の点数とする。</p> <p>○試験結果の記載方法</p> <p>80点～100点 A 70点～79点 B 60点～69点 C 59点以下 D</p> <p>○実習評価</p> <p>実習評価は一定の基準に基づき採点する。実習評価結果はA～Dの4段階で記載する。</p> <p>○学生への周知方法</p> <p>回生ごとの便覧に掲載し、入学年度初めのホームルームで全員へ配布する。</p>	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>GPAを導入し把握。</p> <p>○GPA算出方法</p> <p>試験の評価点に応じて以下5段階でグレード・ポイントを設定し、各履修科目のグレード・ポイントに、科目の単位数をかけた値を全履修科目分合算し、その値を全履修科目の単位数の合計で割る。</p> <p>90-100点 又は A:4点 80-89点 又は A:3点 70-79点 又は B:2点 60-69点 又は C:1点 59点以下 又は D:0点</p> <p>○学生への順位通知方法</p> <p>個別面談を行い担任より口頭にて通知する。</p>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>教務室に備え置き、希望者全員に閲覧。</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>○期待される卒業生像</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 生命を尊重し、人間としての尊厳を守る豊かな人間性が育まれている 2) 人間を統合的に捉え生活者としての対象を理解できる 3) 良好な人間関係を形成するためのコミュニケーション能力を身につけている 4) 看護実践できる基礎的知識・技術・態度を修得している 5) 看護師としての責務を自覚し倫理に基づいた看護を実践できる 6) 地域の特性をふまえ、地域住民のニーズに合わせた看護を実践できる 7) 保健医療福祉チームの一員として看護の役割と責任が理解できる 8) 看護実践を通して自分の看護に対する考え方が明確になっている 9) 探究心と向上心を持ち主体的に学ぶ姿勢を持つ <p>○卒業認定の基準</p> <p>学業成績について不合格の科目がある者は、卒業することができない。</p> <p>○卒業認定機関</p> <p>卒業認定会議</p> <p>実施時期：毎年2月</p> <p>構成員：校長・担当理事・副校長・教務主任等</p> <p>審議内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 出席日数 2) 取得単位数 3) 生活態度・看護師としての資質 	
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<p>○学生への公表</p> <p>回生ごとの便覧に掲載し、入学年度初めのホームルームで全員へ配布する。</p> <p>○一般への公表</p> <p>教務室に備え置き、希望者全員に閲覧。</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	呉市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人 呉市医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	呉市医師会ホームページにて公開 http://www.kure.hiroshima.med.or.jp/img/R3taisyakutaisyouhyou.pdf
収支計算書 又は損益計算書	教務室に据え置き、希望者全員に閲覧
財産目録	教務室に据え置き、希望者全員に閲覧
事業報告書	教務室に据え置き、希望者全員に閲覧
監事による 監査報告 (書)	教務室に据え置き、希望者全員に閲覧

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	看護学科				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
4年	昼 間 時 制	103 単位時間/単位	70 単位時 間/単位	10 単位時 間/単位	23 単位時 間/単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			103 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
150人		106人	0人	10人	97人	107人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>○授業計画の作成過程</p> <p>1) 毎週月曜日の午前に行う教育会議のうち、毎年11月から1月の会議で、課程設置計画時に定めた分野ごとの教育目的と科目の設定理由に基づき、科目別目標と授業内容を話し合い、2月下旬に授業計画書を作成する。</p> <p>2) 3月下旬に講師会を開催し、外部講師と実習施設責任者に対し次年度の教育計画について説明し了承をもらう。</p> <p>○学生への周知方法</p> <p>回生・学年ごとに冊子を作成し、年度初めのホームルームで全員へ配布する。</p> <p>○一般への周知方法</p> <p>教務室に備え置き、希望者全員に閲覧。</p>
成績評価の基準・方法

<p>(概要)</p> <p>○評価項目 学業成績の評価は、学科試験、臨地実習評価、学習態度、レポート、出席状況等を担当講師が総合判断し、決定する。</p> <p>○学科試験 学科試験は、原則として担当講師別に行う。試験の内容は、筆記、レポート、口述、実技など科目ごとに適当と認める方法で行う。 (複数講師が担当する科目の受験資格・・・当該科目時間数の2/3以上の出席があれば、試験を受けることができる。)</p> <p>○試験の実施時期 原則、学科終了時に行うが、その他に臨時試験を行うことがある。</p> <p>○評価方法 学科試験の成績は、100点満点法により点数をもって表わす。なお、一つの科目を複数名の教員又は講師が担当する場合の評価については次のとおりとする。 ・教員又は講師別に各々試験を行う場合は、各々の評点に「当該科目における教員又は講師の担当時間数」を「当該科目の総時間数」で除した値を掛け算出した各々の評点を合計したものをその科目の点数とする。</p> <p>○試験結果の記載方法 80点～100点 A 70点～79点 B 60点～69点 C 59点以下 D</p> <p>○実習評価 実習評価は一定の基準に基づき採点する。実習評価結果はA～Dの4段階で記載する。</p> <p>○学生への周知方法 回生ごとの便覧に掲載し、入学年度初めのホームルームで全員へ配布する。</p>
<p>卒業・進級の認定基準</p>
<p>(概要)</p> <p>○期待される卒業生像 1) 生命を尊重し、人間としての尊厳を守る豊かな人間性が育まれている 2) 人間を統合的に捉え生活者としての対象を理解できる 3) 良好な人間関係を形成するためのコミュニケーション能力を身につけている 4) 看護実践できる基礎的知識・技術・態度を修得している 5) 看護師としての責務を自覚し倫理に基づいた看護を実践できる 6) 地域の特性をふまえ、地域住民のニーズに合わせた看護を実践できる 7) 保健医療福祉チームの一員として看護の役割と責任が理解できる 8) 看護実践を通して自分の看護に対する考え方が明確になっている 9) 探究心と向上心を持ち主体的に学ぶ姿勢を持つ</p> <p>○卒業認定の基準 学業成績について不合格の科目がある者は、卒業することができない。</p> <p>○卒業認定機関 卒業認定会議 実施時期：毎年2月 構成員：校長・担当理事・副校長・教務主任等 審議内容 1) 出席日数 2) 取得単位数 3) 生活態度・看護師としての資質</p>
<p>学修支援等</p>

(概要)
成績不良者又は希望者に対し、マンツーマンで理解・納得できるまで補習を実施。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
31人 (100.0%)	0人 (0.0%)	29人 (93.5%)	2人 (6.5%)
(主な就職、業界等) 本校設置法人医療機関、市内公的病院へ看護師として就職			
(就職指導内容) 県内医療機関からの募集案内を貼り出し。自主的に就職活動を行わない生徒には個人面談を行う。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師資格、専門士資格の取得			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
115人	7人	6.1%
(中途退学の主な理由) 成績不良、進路変更、		
(中退防止・中退者支援のための取組) 外部カウンセラーによる生活相談、教員による個別指導や補修を実施する。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	150,000 円	400,000 円	100,000 円	施設費・実習費
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 教務室に据え置き希望者全員に閲覧		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
①評価項目 1) 自己評価の内容が適切か 2) 自己評価の結果を踏まえた今後の改善策が適切か 3) 学校の目標が適切か 4) 学校運営の改善への取り組みが適切か		
②評価委員会の構成 ・定数：3名 ・選出区分：学生所属施設の代表 (保護者) 1名 実習病院の代表 (実習施設) 1名 外部講師 1名 ・委員会の開催時期：毎年2月		
③評価結果の活用方法 教務主任が責任者となり改善策の案を毎年3月中に作成。新年度から実施する。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
学生所属施設 代表	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	保護者等
実習病院 看護部長	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	実習施設
大学 教授	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	外部講師
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページにて公開、希望者全員に閲覧 http://www.kure.hiroshima.med.or.jp/kango/img/R3.gakkouhyouka.pdf		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.kure.hiroshima.med.or.jp
--

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	呉市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人呉市医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		-	-	-
内 訳	第Ⅰ区分	-	-	
	第Ⅱ区分	-	-	
	第Ⅲ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				-
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	—	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	—	人	人
計	—	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あつては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	—	人	人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	—	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。